〇国民健康保険法

(国民健康保険運営協議会)

- 第11条 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に 国民健康保険運営協議会を置く。
- 2 前項に規定するもののほか、国民健康保険運営協議会に関して必要な事項 は、政令で定める。

〇国民健康保険法施行令

(国民健康保険運営協議会の組織)

- **第3条** 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)は、被保険者を 代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員 各同数をもつて組織する。
- 2 委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の 残任期間とする。

(会長)

- **第5条** 協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。
- **2** 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。